地方独立行政法人

東京都健康長寿医療センター理事長 殿

研究費の管理・運営等に関する誓約書

私は、研究費の管理・運営にあたり、研究費を公正かつ効率的に使用するとともに、研究の遂行においては不正行為を行わないことについて、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

記

１．当センターにおける「公正な研究活動を確保するための行動規範」及び「研究費の管理・監査の基本方針」並びに「研究費使用等ハンドブック」その他関係法令及び交付金等の使用ルールを遵守すること。

２．研究費の不正使用を行わないこと。

３．研究の不正行為を行わないこと。

４．上記１．を十分に理解するとともに、これらに違反して不正を行った場合は、当センターや配分機関等が定める処分及び法的な責任を真摯に受け止め、これに応ずること。

５．当センター及び配分機関等から調査等の協力要請があった場合には、求めに応じ誠実に協力・対応すること。

　　　　　　　年　　　　月　　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　属 |  | |
| 職　名 |  | |
| 氏　名 |  | 印 |

（原課発注を希望しない場合は記載不要）

地方独立行政法人

東京都健康長寿医療センター理事長 殿

原課発注に関する誓約書

原課発注にあたっては、下記事項を遵守することを誓約いたします。

遵守すべき事項から逸脱した行為を行った場合は、原課発注の停止措置（当該年度及び翌年度）及び当センター諸規程等に基づく処分を受け入れます。

記

【遵守事項】

➢　原課発注を行う場合は、下記の条件をすべて満たすこと。

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 研究者が「原課発注に関する誓約書」を提出していること。 |
| ② | １発注あたり総額50 万円（税込）未満のもの。 |
| ③ | 予め財源を特定し、資金配分機関等が定める事務処理要領等に基づき、使用できる経費であるかどうかの確認が取れていること。 |
| ④ | 必要とされる期日（履行期限）と使用する研究費の使用期限が考慮されていること。 |
| ⑤ | 市場価格を調査した上で、適正価格で発注すること。（※見積書の徴取は不要） |
| ⑥ | 原課発注により当センターへ損害を与えた場合は、その弁償責任を負うこと。 |
| ⑦ | 発注する取引相手方が当センター所定の誓約書を提出していること（※Garoon 上で確認できます）。 |
| ⑧  ⑨ | 発注対象案件が物品等の場合、納品前までに検収センター宛「発注情報通知書（原課発注用）」を提出すること。  発注対象案件が物品等であった場合、納品場所は当センターの「検収センター」とすること。 |

➢　下記に該当する場合は、上記の条件を満たしていても、原課発注は認められない。。

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 郵券等金券類、実験用アルコールの購入 |
| ② | 当センターの施設改変を伴う工事 |
| ③  ④  ⑤ | 法人名義での契約書の作成が必要となるもの（例：人材派遣、賃貸借、工事等）  合理的理由のない偏重発注（発注者が特定の業者に集中していること）  １財源での意図的な分割発注  ※ 納品・請求書等が複数に分かれていても、以下のような場合は、あわせて１件の発注とみなします。  例１）一両日中に同一業者へ発注した総額が50 万円（税込）以上の場合  例２）１組又は１式の価格が50 万円（税込）以上の書籍等を分割して発注する場合（全10 巻を５巻ずつに分けて発注する場合など） |

年　　　　月　　　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所　属 |  | |
| 職　名 |  | |
| 氏　名 |  | 印 |